

豊田都市計画地区計画の決定（豊田市決定）

都市計画文化ゾーン地区計画を次のように決定する。

名 称		文化ゾーン地区計画				
位 置		豊田市神田町2丁目、小坂町12丁目、13丁目、15丁目及び16丁目、小坂本町4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目の各一部				
面 積		約 25.6 ha				
地区計画の目標		<p>当地区は、本市中心市街地南西部に位置し、本市の文化芸術の拠点として文化芸術に係る中枢機能の集積を図る区域である「文化ゾーン」に該当する。「文化ゾーン」においては、豊田市民文化会館や豊田市美術館などの文化施設が立地している。</p> <p>本計画は、「緑に包まれた歴史・文化芸術の杜」のゾーンコンセプトのもと、文化芸術について「鑑賞」、「創造」、「発表」、「歴史継承」するエリアとしてふさわしい環境を醸成し、自然や文化と調和した良好な居住環境の形成及び保全を目標とする。</p>				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>特性に応じて地区を3地区に区分し、以下の方針により土地利用を誘導する。</p> <p>(住宅地区) 文化ゾーンのコンセプトと調和した低層戸建て住宅を中心とした良好な居住環境の形成及び保全を図る。</p> <p>(沿道地区) (都)久澄橋線沿道の高い利便性を考慮し沿道土地利用を誘導しつつ、後背地の住環境の保全を図る。</p> <p>(文化振興地区) 周辺の住宅地に配慮しつつ、歴史・文化芸術拠点の形成及び保全を図る。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい良好な街区の環境が形成されるよう建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>				
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	住宅地区	沿道地区	文化振興地区
			地区の面積	約13.0ha	約1.6ha	約11.0ha

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 ホテル又は旅館</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>3 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15㎡以下のもの、動物病院及びペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>4 倉庫で床面積の合計が50㎡を超えるもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>5 建築基準法別表第2（は）項に掲げている建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 ホテル又は旅館</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>5 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15㎡以下のもの、動物病院及びペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>6 倉庫で床面積の合計が50㎡を超えるもの（建築物に附属するものを除く。）</p>	—
	建築物等の高さの最高限度	15m	—	—
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は、豊田市景観計画による景観形成基準を遵守し、文化ゾーンのコネクトに調和したものとする。		
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。以下「フェンス等」という。）としなければならない。ただし、以下のものは、この限りでない。</p> <p>1 道路境界線から1m未満の距離に設置する門扉であって、当該部分の見附面積の合計が5㎡以下のもの</p> <p>2 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第1項第19号の規定により設けるもの</p> <p>3 この地区計画の都市計画決定の告示の日現在、道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくであって、生垣等以外の垣又はさく（以下「当該垣又はさく」という。）の設置されている敷地で、あらかじめ市長が指定した敷地において、当該垣又はさくの構造を変更しない修繕（構造を生垣等に変更する場合を除く。）を行うもの</p>		

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり。」

理 由

本市の文化芸術の拠点として、文化芸術に係る中枢機能の集積を図る文化ゾーンにおいて、「緑に包まれた歴史・文化芸術の柱」のゾーンコンセプトのもと、文化芸術について「鑑賞」、「創造」、「発表」、「歴史継承」するエリアとしてふさわしい環境を醸成し、ゾーンコンセプトと調和した良好な居住環境の形成及び保全を図るため、地区計画を定めるものである。